様式１

一般競争入札参加資格確認申請書

　　年　　月　　日

愛知県公立大学法人理事長　　殿

所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

令和４年１月１７日公告の県大長久手特定天井耐震改修工事（講堂）に係る一般競争入札に参加を希望しますので、必要書類を添えて申請します。

併せて、申請書その他提出書類の内容については事実と相違なく、また、下記の要件を満たすことを証します。

なお、事実と相違している場合は、いかなる不利益な取扱いを受けても異議を申し立てません。また、それにより損害を与えた場合は無条件で賠償します。

記

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)　この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県公立大学法人の契約にかかる取引停止の取扱要綱」に基づく取引停止の措置を受けていないこと。

(3)　 以下のいずれにも該当しないこと。

　ア　暴力団 （愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　イ　暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　ウ　暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

　エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者

　オ　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

　カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

　キ　前各号のいずれかに該当することを知りながら、これを利用するなどしている者

(4)　(3)のアからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人に該当しないこと。

(5)　 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(6)　愛知県競争入札参加資格者名簿（令和2・3年度）の建築工事業に登録されている者であること。

　(7)　建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、建築工事業について、特定建設業の許可を受けていること。

(8) 愛知県内に建設業法第3条に規定する営業所を置き、当該営業所で建築工事業を営んでいること。

(9) 愛知県における、入札参加資格の認定において、認定された建築工事業の総合点数が920点以上であること。

(10) 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は学校法人における過去15年間（平成18年4月1日から一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する前日まで）に、元請として次に掲げる工事を完成・引き渡した実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、共同企業体として参加申込みをする場合で、当該共同企業体としての参加資格施工実績が無い場合は、構成員の１者が元請としての施工実績を有していること。）

　　　　・構造：鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

　　　　・工種の新営又は改修の別：新築、増築又は改修工事

(11) 建設業法第26条に定める建築工事業に係る監理技術者を配置できること。ただし、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として配置すること。なお、監理技術者にあっては、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）を専任で配置できる場合には、他の工事と兼務できることとなります。

(12) 配置予定の監理技術者は、確認申請書を提出する前日までに元請として完了した（10）に掲げる工事に監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。なお、監理技術者補佐として従事した経験については、専任で従事した経験に限ります。また、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の交代があった場合には、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「ＪＡＣＩＣ」という。）の工事実績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。

（13） 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係もしくは人的関係がある建設業者でないこと。

ア　「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

　　　株式会社日総建中部事務所

　イ　「当該受託者と資本もしくは人的関係がある建設業者」とは、次の（ア）、（イ）又は（ウ）に該当する者である。

（ア） 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

ａ　親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

ｂ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（イ） 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、ａについては会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

ａ　一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（ａ）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

（ｂ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

（ｃ）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

（ｄ）組合の理事

（ｅ）その他業務を執行する者であって、（ａ）から（ｄ）までに掲げる者に準ずる者

ｂ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

ｃ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ） その他の入札の適性さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（14）入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得第9条の規定に抵触するものではありません。

ア　資本関係

　　　次のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）親会社等と子会社等の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

　　組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（15）経常建設共同企業体として確認申請書を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書を提出することはできません。

（16）工事施工に伴う騒音・振動について、大学運営に支障なきよう配慮・対策できること。